

(証券コード3167)
平成28年6月8日

株 主 各 位

静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
株式会社TOKAIホールディングス
取締役社長 鴫 田 勝 彦

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成28年6月23日（木曜日）の当社営業時間終了時（午後5時45分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成28年6月23日（木曜日）の当社営業時間終了時（午後5時45分）までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に関しましては、47頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具



1. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://tokaiholdings.co.jp/ir/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡市葵区紺屋町17-1
グランディエール ブケトーカイ「シンフォニー」
（葵タワー4階）
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第5期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示がされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://tokaiholdings.co.jp/ir/library/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の追加金融政策等が実施されるなか、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中国を始め新興国経済の減速や原油価格の低下、年明けからは円高が急速に進むなど、先行きは不透明な状況にあります。

そのような状況下、当社グループは中期経営計画「Innovation Plan 2016 “Growing”」の基本方針である、①顧客件数の増加により増収を継続し、収益力を回復する、②引き続き財務体質改善を進め経営の安定性を引き上げる、③継続的かつ安定的な還元方針で株主に報いていく、の3点に沿って、事業の運営を行ってまいりました。

これら基本方針に従い営業活動に取り組み、当社グループの継続取引の顧客件数につきましては、2,558千件と前連結会計年度末から20千件増加いたしました。顧客との接点強化・優遇施策である「TLC会員サービス」の会員数につきましても、491千件と前連結会計年度末から96千件増加いたしました。

また、当連結会計年度においては、次のふたつの事業環境の変化に対し、鋭意取り組んでまいりました。

ひとつめは、通信分野におけるNTT東日本・NTT西日本の光回線サービスを活用した光コラボレーションサービス（以下「光コラボ」という。）への取り組みです。このサービスへの参入は当社グループのブロードバンド事業を再成長させる好機と捉え、既存顧客の転用、新規顧客獲得の両面からシェア拡大に努めました。

ふたつめは、エネルギー分野において、平成28年4月から始まった電力の小売全面自由化への取り組みです。様々な業種の事業者が参入を表明するなか、当社グループは、東京電力をパートナーとして、法人事業者向けに平成27年10月より高圧電力の販売を開始いたしました。家庭向けには平成28年1月より、低圧電力と当社グループが提供するLPガス、インターネット、CATVとのセット販売の予約受付を開始いたしました。

一方、財務体質の強化・改善を目的として、スイス連邦を中心とする海外市場で、株式への転換が行われた場合は自己資本の増強を図ることが出来る無利子の転換社債型新株予約権付社債を100億円発行し、資金調達の低コスト化、調達の多様化に努めました。

当連結会計年度の当社グループの業績は、以上の活動に加えて、ガスの仕入価格低下に伴う販売価格の引下げを行ったことにより売上高は180,940百万円（前連結会計年度比3.5%減）、営業利益は光コラボの顧客獲得、転用にかかる先行費用の負担により8,245百万円（同8.4%減）、経常利益は8,150百万円（同4.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,458百万円（同12.1%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

（ガス及び石油）

液化石油ガス事業につきましては、いわき・仙南エリアや愛知エリアへの進出、継続的に取り組んできた解約防止策が奏功し、需要家件数は前連結会計年度末から8千件増加し、580千件となりました。なお、液化石油ガスの販売数量は前連結会計年度並みとなりましたが、仕入価格の低下に伴い販売価格を引下げたため、売上高は前連結会計年度を下回りました。

都市ガス事業につきましても、需要家件数は前連結会計年度末と変わらず54千件でしたが、原料費調整制度により販売価格が低下し、売上高は前連結会計年度を下回りました。

これらにより、当セグメントの売上高は80,745百万円（同13.2%減）と減少しましたが、液化石油ガスの仕入価格の低下による原価の減少や業務の効率化などにより、営業利益は6,973百万円（同25.7%増）となりました。

（建築及び不動産）

建築及び不動産事業につきましては、住宅販売、店舗新築工事や建物管理サポート等において、前連結会計年度を上回る売上高を計上しました。

これらにより、当セグメントの売上高は20,975百万円（同4.8%増）、売上高の増加に伴い営業利益についても676百万円（同36.4%増）となりました。

（CATV）

CATV事業につきましては、放送サービスと通信サービスとのセット販売に積極的に取り組みました。放送と通信とのセット割引に加え、複数携帯キャリアとの連携によるスマートフォンセット割引を活用して、新規獲得を推し進めました。さらにコミュニティチャンネルの制作を通じた質の高い地域情報の発信、カスタマーセンターの強化等の解約予防施策を展開した結果、放送サービスの顧客件数は前連結会計年度末から6千件増加し、499千件となりました。また通信サービスの顧客件数は前連結会計年度末から14千件増加し、211千件（CATV-FTH156千件、CATVインターネット54千件）となりました。

これらにより、当セグメントの売上高は24,608百万円（同1.0%増）、営業利益は1,161百万円（同34.6%増）となりました。

（情報及び通信サービス）

ブロードバンド事業につきましては、既存顧客に対し、光コラボを利用したサービス「@T COMヒカリ」「TNCヒカリ」への転用を積極的に進めてまいりました。当社グループの既存顧客の光コラボサービスへの転用につきましては、160千件（転用率27.8%）と順調に進捗いたしました。また、大手携帯キャリアをはじめ光コラボへの新規参入事業者が多く、競合が激化しましたが、新規顧客獲得につきましても積極的に取り組んだ結果、F T T H顧客件数は前連結会計年度末から4千件増加し、748千件となりました。

一方、A D S L顧客等が前連結会計年度末から17千件減少したことで、ブロードバンド全体の顧客件数は前連結会計年度末から13千件減少し833千件となりました。

これらにより、当セグメントの売上高は44,246百万円（同10.3%増）となりましたが、光コラボの顧客獲得及び転用にかかる先行費用が増加したことにより、営業利益は829百万円（同76.2%減）となりました。

（アクア）

アクア事業につきましては、静岡・関東に加えて、関西・北陸・東北エリアにおいても、大型商業施設を中心に営業活動に取り組み、全国のお客様にご利用いただけるよう積極的に取り組んでまいりました。「ドラえもん」をイメージキャラクターとした当社ブランド「おいしい水の贈りもの うるのん」が浸透してきたこともあり、顧客件数は前連結会計年度末から3千件増加し、133千件となりました。

これらにより、当セグメントの売上高は5,487百万円（同10.7%増）、営業損失は1,275百万円（前期は1,448百万円の損失）と縮小し、黒字化に向けて改善が進みました。

（その他）

介護事業につきましては、快適・安心にご利用いただける施設運営に努め利用者が増加したことで、売上高が増加しました。

造船事業につきましては、前連結会計年度に比べ、修繕隻数が減少しましたが、一隻当たりの修繕工事量が増加したため、売上高は増加しました。

婚礼催事事業につきましては、平成27年3月末に「クレアシオンM ブケ東海御殿場」を閉館したことにより売上高は減少しました。

これらにより、当セグメントの売上高は4,875百万円（同2.2%減）、営業損失は197百万円（前期は386百万円の損失）となりました。

企業集団の事業セグメント別売上高の状況

(単位：百万円)

事業セグメント	平成27年度(当連結会計年度)	
	売上高	構成比
ガス及び石油	80,745	44.6%
建築及び不動産	20,975	11.6%
C A T V	24,608	13.6%
情報及び通信サービス	44,246	24.5%
ア ク ア	5,487	3.0%
その他	4,875	2.7%
合計	180,940	100.0%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資（営業権を含む）の総額は14,211百万円であります。

なお、当連結会計年度中に完成した主要な設備の内容等は次のとおりであります。

事業セグメント	部門	設備の内容等
ガス及び石油	液化石油ガス部門	ガス供給設備等の新設と拡充
	都市ガス部門	都市ガス供給設備等の新設と拡充
建築及び不動産	太陽光発電部門	太陽光発電設備
C A T V	C A T V 部門	C A T V 事業に係る伝送路設備の新設と拡充
情報及び通信サービス	システムイノベーションサービス部門	データセンター設備の拡充
	企業向け通信部門	光ファイバー幹線及び伝送装置の新設と拡充

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、平成26年6月に中期経営計画（Innovation Plan 2016 “Growing”）において掲げた財務体質改善を進め経営の安定性を引き上げるという基本方針に基づき、有利子負債の削減に努めるとともに、資金調達の低コスト化、多様化に加え、将来的な株式転換による自己資本の増強と負債の減少を目的として、転換社債型新株予約権付社債100億円を発行いたしました。

その結果、有利子負債残高は前連結会計年度末と比べ17億円減少し714億円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成23年4月にホールディングス体制に移行し、主に財務体質改善を最優先課題として経営を進め、経営統合前に1,240億円あった有利子負債残高を714億円まで削減し、自己資本比率についても利益の蓄積、自己株式の処分などにより経営統合前の7.7%を25.6%まで向上させる等、財務面において一定の成果を収めることができました。当連結会計年度は光コラボレーションサービス（以下「光コラボ」）の顧客獲得に費用を集中したことで、情報通信事業は減益となりましたが、ガス事業をはじめ各事業の増益により、平成28年3月期の営業利益は82億円となり、減益を最小限に留めながら、光コラボによる強固な収益基盤を構築することができました。当社グループは今後一層収益力の強化を図るべく、リテール各事業における競争力の強化、顧客基盤の維持・拡大を図ってまいります。

また、エネルギー分野においては、電力及び都市ガスのシステム改革を睨み、電力分野では平成27年10月に東京電力(株)（現：東京電力エナジーパートナー(株)）と業務提携契約を締結し、平成28年1月より家庭向け電力サービスと当社サービスのセット販売の予約受付を開始いたしました。平成28年4月から開始される電力の小売全面自由化に向け、LPガス・都市ガスをはじめ、情報通信、CATV、アクアといった当社グループの生活インフラサービスに電力サービスを加え、複合的に提供することで、他社との差別化を図り、新規顧客の獲得、既存顧客の解約防止を積極的に推進してまいります。

今後も当社グループは、顧客の生活を支えるインフラサービスをワンストップ・ワンコントラクトで提供する「Total Life Concierge」（以下「TLC構想」）構想に基づき、事業環境の変化に柔軟に対応し、新事業・サービスの創出に取り組むとともに、お客様との接点を強化し、あらゆる生活インフラサービスを総合的に提供することを目指してまいります。

① ガス事業（LPガス・都市ガス）の展開

当社グループのガス事業を取り巻く環境は、人口の減少や消費者のライフスタイルの変化、さらにはエネルギー事業者間での競合、原油価格の変動等により、販売競争・価格競争がさらに激化することが想定されております。

LPガス事業につきましては、地域社会の生活を支えるとともに、緊急時にも貢献できる分散型エネルギーとして、社会的に重要性が再認識されております。当社グループは配送業務や検針等の客先業務の効率化を進め、効率化・コスト低減による価格競争力の強化を図るとともに、エリアの拡大及びM&Aによる新規顧客の獲得を進めることで、顧客基盤の維持・拡大を図ってまいります。

また、都市ガス事業につきましては、平成29年に都市ガスの小売全面自由化が控え、様々な新規事業者の参入が想定されております。これに対し、当社グループは地域密着の都市ガス事業者として、一層の保安体制の充実や、地域・顧客に根差した付加サービス・商品の提供に取り組み、事業基盤の確立と継続的な成長を実現してまいります。

② C A T V事業の展開

C A T V事業につきましては、アンテナによる地上波・B S・C Sデジタル放送への切り替えは終息したものの、大手通信事業者が提供する放送・通信・電話サービスと依然競合しており、厳しい状況にあります。これに対し、本業である放送サービス顧客の獲得を進めるとともに、通信サービスとのセット商品の提供を推進してまいります。また、独自のサービスであるコミュニティチャンネルについては、視聴者参加型番組、また地域イベント、スポーツの生中継など、より地域に密着した活動と情報発信に努めることで、本コンテンツを活用した営業活動を推進してまいります。今後も地域に根差したサービスを開発・展開していくことで、C A T Vの価値を訴求し、収益の維持・拡大を図ってまいります。

③ 情報通信事業の展開

情報通信事業につきましては、技術革新のスピードが速く、同時にお客様ニーズへの迅速な対応が要求されており、激しい競争下に置かれています。情報通信システム分野では、クラウドコンピューティングの進展に合わせ、グループの光ファイバーネットワーク網とデータセンター、システム開発を三位一体で提供するソリューションサービスを展開するなど、ストックビジネスの拡充により一層の成長を図ってまいります。

ブロードバンド・モバイル分野では、国内ブロードバンド市場におけるF T T Hの伸びが鈍化することが予測される中、平成27年2月よりN T Tより光回線サービスの卸提供を受け、光回線によるインターネット接続サービスをワンストップ提供する光コラボのサービス提供を開始いたしました。今期は既存I S P顧客の光コラボへのサービス変更（転用）に注力することで、ワンストップ提供によるA R P Uの上昇に努めてまいりました。その結果、平成28年2月には光コラボの顧客件数が20万件を突破いたしました。今後も新規獲得・転用を積極的に推進することで、事業基盤のさらなる強化に取り組んでまいります。

④ アクア事業の展開

アクア事業につきましては、東日本大震災以降、安心・安全でおいしい水を求める消費者のニーズが急激に高まっており、市場の成熟期における需要獲得が急務となっております。当社グループは自然豊かな富士山麓で汲み上げたミネラル豊富な天然水を、リターナブル方式によるブランド「おいしい水の宅配便」にて静岡県で展開し、ワンウェイ方式によるブランド「うるのん」を全国展開しております。幅広い層から人気を集める「ドラえもん」をイメージキャラクターに採用し、認知度の向上と顧客の獲得を推進しております。また、「アクア富士山プラント」等自社工場では、製造設備改修による品質向上と管理体制の強化を図り、引き続き安心・安全で高品質な飲料水を提供してまいります。中国上海市に進出している拓開（上海）商貿有限公司では、「富士思源」を販売ブランドとして、中国上海市にて宅配水サービ

スを展開しております。世界遺産に登録された富士山の水というブランド力を武器に、新たに開発したインテリア性を備えた自社製ウォーターサーバーと定期メンテナンスサービスを組み合わせて安心・安全を訴求し、富裕層をターゲットとして顧客獲得を図ってまいります。

⑤ 介護事業の展開

平成23年4月に施設運営を開始した介護事業につきましては順調に推移し、現在静岡県にてデイサービス・ショートステイ、介護付有料老人ホームを計7施設運営しております。今後日本の社会の高齢化がますます進んでいく中で、当社グループの事業展開もこうした社会環境への変化に対応していかなければなりません。今後もデイサービスを中心に、介護付有料老人ホーム等、運営施設の拡大を図ってまいります。さらに当社グループが培った情報通信技術を活用し、介護利用者のご家族を繋ぐサービス等を展開することで、利用者の利便性にも配慮した介護サービスの展開を進めてまいります。

⑥ グループ横断の展開

各種の生活インフラサービスを提供する当社グループにとって、顧客との継続取引を維持するとともに、複数取引を推進し、取引を拡大することが今後の成長に不可欠です。

平成24年12月より、グループ横断の会員サービス「TLC会員サービス」を提供しております。本制度は当社グループのサービスの利用数・利用額等に応じて、当社の独自のポイントである「TLCポイント」を付与し、複数取引等多くご利用いただくお客様に、より多く還元する制度です。

本制度の会員数は順調に増加し、平成28年3月末時点で49万件に達しました。当社グループのお客様への還元制度として、またグループ横断でのお客様との接点として定着しつつあります。今後もポイント還元メニューの拡大・強化、会員組織を活かしたイベントやサービス提供・優遇等によるメリット提供を推進し、各事業において本制度を活用した新規顧客の獲得と解約防止を図り、収益基盤を強化してまいります。

また、当社グループとお客様との接点をより総合的に活用していくために、各事業・サービスにおける取り組みに加え、グループ全体で対面・コールセンター・Webといったあらゆるチャネルの強化を図ってまいります。日々収集される顧客情報を集積して分析し、お客様のニーズ・ライフスタイルに最適なサービスの提案・提供が可能な体制を構築してまいります。

ホールディングス体制のもと、以上のような取り組みにより、グループの大切な顧客基盤である256万件のお客様に、グループが有する多彩な商品・サービス、さらには新たな商品・サービスを提供し続けることで「TLC構想」の実現を目指してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 平成24年度	第3期 平成25年度	第4期 平成26年度	第5期 (当連結会計年度) 平成27年度
売上高(百万円)	181,684	188,987	187,511	180,940
経常利益(百万円)	8,065	7,013	8,549	8,150
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,085	2,598	3,934	3,458
1株当たり当期純利益 (円)	29.85	22.67	34.16	30.01
総資産(百万円)	177,642	173,620	165,702	160,303
純資産(百万円)	34,011	38,329	43,467	41,970
1株当たり純資産 (円)	289.34	325.75	368.15	362.77

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
(株)ザ・トーカイ	14,004	100.0	液化石油ガスの販売、住宅等の建築、不動産の開発・販売及び賃貸、太陽光発電、飲料水の製造及び販売
(株)TOKAIコミュニケーションズ	1,221	100.0	コンピュータ用ソフト開発、情報処理、インターネット接続、通信機器販売及び代理店業務等
東海ガス(株)	925	100.0	焼津市、藤枝市等の志太広域都市圏の営業区域に都市ガスの供給と液化石油ガスの販売
(株)TOKAIケーブルネットワーク	1,000	100.0	放送、CATV網によるインターネット接続等
エルシーブイ(株)	353	89.2	放送、CATV網によるインターネット接続等
(株)倉敷ケーブルテレビ	400	98.3	放送、CATV網によるインターネット接続等

- (注) 1. 当社の出資比率には当社の子会社を通じた間接所有分が含まれています。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社については該当ありません。

② 企業結合の経過及び成果

上記重要な子会社6社を含む22社が連結対象子会社であり、持分法適用関連会社は4社であります。当連結会計年度の売上高は180,940百万円(前連結会計年度比3.5%減)、経常利益が8,150百万円(同4.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,458百万円(同12.1%減)となりました。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
ガス及び石油	液化石油ガス、液化天然ガス、その他高圧ガス及び石油製品の販売、都市ガスの供給、関連商品の販売、関連設備・装置の建設工事、セキュリティ等
建築及び不動産	住宅等の建築、不動産の開発・販売及び賃貸、住宅設備機器等の建築用資材・機器の販売、建物等の附帯設備・装置の建設工事、リフォーム等
C A T V	放送、CATV網によるインターネット接続等
情報及び通信サービス	コンピュータ用ソフト開発、情報処理、インターネット接続、通信機器販売及び代理店業務等
ア ク ア	飲料水の製造及び販売等
その他	婚礼催事事業、船舶修繕事業、保険事業、介護事業等

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

社名	事業所名	所在地	支店名	
株TOKAIホールディングス	本社	静岡県		
	東京本社	東京都		
株ザ・トーカイ	大井川港基地	静岡県		
	アクア工場	静岡県	焼津プラント、富士山プラント	
	営業所	静岡県	熱海支店、沼津支店、三島支店、御殿場支店、富士支店、富士宮支店、清水支店、静岡支店、焼津支店、榛原支店、中遠支店、浜松支店、浜北支店	
		東京都	多摩支店	
		神奈川県	横浜支店、厚木支店、相模原支店、湘南支店、小田原支店、川崎支店	
		埼玉県	大宮支店、熊谷支店、川越支店、川口支店、所沢支店、和光支店	
		千葉県	千葉支店、松戸支店、市原支店、木更津支店、旭支店、大原支店	
		群馬県	高崎支店	
		栃木県	宇都宮支店、小山支店、那須支店	
		茨城県	茨城支店、土浦支店、日立支店	
		福島県	福島支店、郡山支店	
	株TOKAIコミュニケーションズ	本社	静岡県	
東京本部		東京都		
データセンター		静岡県 岡山県		
営業所		神奈川県	神奈川支店、カスタマーセンター	
		埼玉県	埼玉支店	
		千葉県	千葉支店	
		東京都	多摩支店	
		宮城県	東北支店	
大阪府	大阪支店			
東海ガス(株)	本社	静岡県		
	藤枝本部	静岡県		

社 名	事業所名	所在地	支 店 名
株式会社TOKAIケーブルネットワーク	本 社	静岡県	
	静岡本部	静岡県	
	営業所	静岡県	カスタマーセンター、三島支店、沼津支店、富士支店、西静岡支店、御殿場支店、メディアプラザ藤枝
エルシーブイ(株)	本 社	長野県	
株式会社倉敷ケーブルテレビ	本 社	岡山県	
その他16社	本 社	静岡県、東京都、神奈川県、千葉県、中国上海市、ミャンマー	

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

(名)

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
ガ ス 及 び 石 油	1,403 (336)	6 (25)
建 築 及 び 不 動 産	279 (37)	10 (4)
C A T V	507 (63)	6 (5)
情 報 及 び 通 信 サ ー ビ ス	1,126 (100)	2 (5)
ア ク ア	144 (88)	△29 (22)
そ の 他	252 (151)	△30 (22)
全 社 (共 通)	145 (12)	5 (4)
合 計	3,856 (787)	△30 (87)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（グループ外への出向者を除いております）であり、臨時従業員数（フルタイム、パートタイム及び嘱託等であり、派遣社員を除いております）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門（当社及び株式会社TOKAIマネジメントサービス）に所属、出向しているものであります。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

（百万円）

借入先	借入金残高
(株) 静岡銀行	12,792
(株) みずほ銀行	10,392
三井住友信託銀行(株)	9,002
(株) 日本政策投資銀行	4,539
(株) 清水銀行	4,410
静岡県信用農業協同組合連合会	3,402

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 113,191,718株（自己株式26,488,259株を除く）
- ③ 株主数 58,538名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	7,559,820株	6.7%
鈴与商事株式会社	5,799,700株	5.1%
東京海上日動火災保険株式会社	4,986,887株	4.4%
株式会社静岡銀行	4,065,527株	3.6%
TOKAIグループ従業員持株会	3,887,201株	3.4%
三井住友信託銀行株式会社	3,816,000株	3.4%
株式会社みずほ銀行	3,588,577株	3.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,327,400株	2.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,905,000株	2.6%
アストモスエネルギー株式会社	2,724,848株	2.4%

（注） 自己株式（26,488,259株）は上記大株主及び持株比率の計算からは除いておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

株式移転による当社設立に伴い、(株)ザ・トーカイ及び(株)TOKAIコミュニケーションズの新株予約権に代わって平成23年4月1日に発行された新株予約権は以下のとおりです。

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権	
新株予約権の数	372個	2,543個	530個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 186,000株 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 1,271,500株 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 121,900株 (新株予約権1個につき230株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 225,000円 (1株当たり450円)	新株予約権1個当たり 225,000円 (1株当たり450円)	新株予約権1個当たり 120,290円 (1株当たり523円)	
権利行使期間	平成23年8月1日から 平成28年7月31日まで	平成23年8月1日から 平成28年7月31日まで	平成23年8月1日から 平成28年7月31日まで	
行使の条件	(注)	(注)	(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数：116個 ・目的となる株式数： 58,000株 ・保有者数：3人	新株予約権の数：24個 ・目的となる株式数： 12,000株 ・保有者数：1人	新株予約権の数：60個 ・目的となる株式数： 13,800株 ・保有者数：1人
	社外取締役	新株予約権の数：0個 ・目的となる株式数： 0株 ・保有者数：0人	新株予約権の数：0個 ・目的となる株式数： 0株 ・保有者数：0人	新株予約権の数：0個 ・目的となる株式数： 0株 ・保有者数：0人
	監査役	新株予約権の数：58個 ・目的となる株式数： 29,000株 ・保有者数：2人	新株予約権の数：0個 ・目的となる株式数： 0株 ・保有者数：0人	新株予約権の数：0個 ・目的となる株式数： 0株 ・保有者数：0人

(注) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該本新株予約権を行使することができない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権の状況

平成27年6月25日発行の2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は以下のとおりです。

銘	柄	2020年満期円貨建転換社債型 新株予約権付社債
社債の総額		100億円
新株予約権の数		2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額		585円
権利行使期間		自 平成27年7月9日 至 平成32年6月11日
新株予約権付社債の残高		100億円

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
鴫 田 勝 彦	代表取締役社長（CEO）	㈱ザ・トーカイ 代表取締役社長 ㈱TOKAI コミュニケーションズ代 表取締役社長 東海ガス㈱代表取締役会長 ㈱TOKAI ケーブルネットワーク代 表取締役会長 ㈱TOKAI マネジメントサービス代 表取締役会長
高 橋 信 吾	代表取締役	㈱ブケ東海三島代表取締役会長 トーカイシティサービス㈱代表取締役 会長 TOKAI ライフプラス㈱代表取締役 会長
真 室 孝 教	代表取締役副社長	社長室長、総務本部長
溝 口 英 嗣	取締役常務執行役員	経営企画本部長、経営戦略部、CS推 進室担当、経営戦略部長、CS推進室 長
高 田 稚 彦	取締役常務執行役員	経営企画本部 統合顧客企画推進部、統合顧客サービ ス部、グループIT統括部担当
福 田 安 広	取締役	㈱TOKAI ケーブルネットワーク代 表取締役社長
小 栗 勝 男	取締役	㈱ザ・トーカイ 代表取締役副社長 ㈱ジョイネット 代表取締役社長 ㈱エナジーライン 代表取締役会長
鈴 木 光 速	取締役	㈱TOKAI コミュニケーションズ代 表取締役副社長
小 林 憲 一	取締役	ビヨンド㈱ 社外監査役
曾 根 正 弘	取締役	
村 田 孝 文	監査役（常勤）	
立 石 健 二	監査役	弁護士法人立石塩谷法律事務所代表弁 護士
雨 貝 二 郎	監査役	日本アルコール販売㈱代表取締役会長 兼社長 日本アルコール産業㈱取締役会長
伊 東 義 雄	監査役	

- (注) 1 取締役小林憲一氏及び取締役曾根正弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役立石健二氏、監査役雨貝二郎氏及び監査役伊東義雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- 4 事業年度末日後、次のとおり取締役の異動がありました。
 地位の異動 ()内は従前の地位
 取締役 高橋信吾 (代表取締役) 平成28年4月1日付
 代表取締役 真室孝教 (代表取締役副社長) 平成28年4月1日付
- 5 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員 (取締役を兼務する執行役員は除く) は次のとおりです。
 常務執行役員 村松邦美 常務執行役員 小澤博之 常務執行役員 丸山一洋
 常務執行役員 豊國浩治 執行役員 舟橋 誠 執行役員 山田潤一
- 6 上記執行役員については、事業年度末日後、次のとおり異動がありました。
 地位の異動 ()内は従前の地位
 新任 常務執行役員 坂本 渡 平成28年4月1日付
 新任 執行役員 松浦 晋 平成28年4月1日付

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
村松邦美	平成27年4月30日	辞任	取締役 ㈱TOKAIコミュニケーションズ 代表取締役専務
望月 廣	平成27年6月26日	任期満了	常勤監査役
瀬下 明	平成27年6月26日	任期満了	社外監査役 ヒロセ電機㈱社外監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	8名	182百万円	(うち社外 2名	13百万円)
監査役	6名	48百万円	(うち社外 4名	22百万円)

- (注) 1 上記報酬等の額には、役員賞与金26百万円 (取締役25百万円、監査役0百万円) を含んでおります。
- 2 上記のほか、無報酬の取締役3名がおります。この3名は子会社の役員を兼務する取締役であり、子会社から役員として受けた報酬の総額は58百万円であります。
- 3 当社は、平成24年6月28日開催の第1回定時株主総会での決議により、取締役の報酬額は年額350百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない) とし、監査役の報酬額は年額60百万円以内となっております。
- 4 当社は、平成24年6月28日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会后引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
 これに基づき、平成27年6月26日に退任した監査役2名に対し2百万円 (うち社外1名、0百万円) の役員退職慰労金を支給しております。

④ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小林憲一氏は、ビヨンズ(株)の社外監査役を兼務しております。同社と当社の間には特別の関係はありません。
- ・監査役立石健二氏は、弁護士法人立石塩谷法律事務所の代表弁護士を兼務しております。同弁護士法人と当社の間には特別の関係はありません。
- ・監査役雨貝二郎氏は、日本アルコール販売(株)の代表取締役会長兼社長、日本アルコール産業(株)の取締役会長を兼務しております。両社と当社の間には特別の関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

	社外取締役		社外監査役		
	小林 憲 一	曾 根 正 弘	立 石 健 二	雨 貝 二 郎	伊 東 義 雄
1) 取締役会への出席状況	全12回中12回出席 (100.0%)	全12回中11回出席 (91.7%)	全12回中11回出席 (91.7%)	全12回中9回出席 (75.0%)	全9回中9回出席 (100.0%)
2) 監査役会への出席状況	—	—	全14回中11回出席 (78.6%)	全14回中11回出席 (78.6%)	全10回中10回出席 (100.0%)
3) 取締役会・監査役会での発言状況	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を行っております。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を行っております。	裁判官・弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を行っております。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を行っております。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を行っております。

- (注) 1. 監査役伊東義雄氏については、平成27年6月26日開催の第4回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外取締役、社外監査役と異なっております。
2. 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第30条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ハ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号、第2条第1項）の業務 に係る報酬等の額	55百万円 (注)
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額	132百万円

(注) 1. 上記1. の支払額には、当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分出来ないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、職務執行の状況や報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社員教育制度に伴う研修等を委託しております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は会社法並びに会社法施行規則に基づき、当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保する体制について、以下のとおり取締役会において決議しております。

① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社は、グループ共通の企業行動憲章並びにグループ共通の理念であるTOKAI-WAYに基づき、グループコンプライアンス規程を策定するとともに、これを常に実効性あるものとして維持・運用することにより、当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守する企業風土を確立する。
- ロ この徹底を図るため、グループコンプライアンス・リスク管理委員会が、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、その下で、グループ各社のコンプライアンス推進組織が、自社の取締役、執行役員及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修等を実施する。
- ハ 当社グループ監査室は、グループコンプライアンス・リスク管理委員会と連携し、グループ各社のコンプライアンスの取り組みや実施状況を監査し、監査結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
- ニ 当社は、グループ内部統制規程に基づき、当社グループ全体の内部統制の構築・整備・評価に係る方針を決定する。グループ各社の内部統制推進組織は、この方針に基づき、自社の内部統制の整備・運用状況を評価し、その評価結果及び評価プロセスについて、コンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。
- ホ グループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、職務執行における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス・リスク管理統括室又は監査役に報告する。同室又は監査役は、当社グループ監査室と共同で事実調査等を行い、その結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会及び各社の取締役会、監査役会に報告する。
- ヘ コンプライアンス・リスク管理統括室は、グループ社内通報規程に基づき、実効性ある内部通報制度の運用に努める。社内通報は、原則としてヘルプラインシステムによるものとし、通報したことによって、通報者が不利益を被ることがないことを規程に明文化し、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知している。なお、当該システムを通じた通報内容については、適宜、監査役と情報を共有する。

- ト グループ各社の監査役は、自社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があることを発見した場合には、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- チ 当社グループは、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力の排除に向けて組織的な対応を取る体制を整備し、警察及び関連機関等との連携を強化する。

② 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- イ 当社グループは、各社の文書管理規程に従い、取締役及び執行役員の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に記録、保存する。
- ロ 当社グループは、文書の保存期間、閲覧場所、時間等閲覧の具体的方法を各社の文書管理規程に定め、取締役、執行役員又は監査役からの閲覧要請に備え、常に閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、グループリスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理統括室が、グループ全体のリスク情報を統括管理する。グループ各社は、別途策定した自社のリスク管理規程に基づき、自社のリスクの状況を評し、その結果を、定期的にコンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。コンプライアンス・リスク管理統括室は、当社グループ全体のリスク状況について、グループコンプライアンス・リスク管理委員会、当社の取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
- ロ 重要なリスク事象が顕在化した場合、グループ各社は、リスク管理規程若しくは緊急事態対応規程に基づき、対策本部を設置する等の組織的な対応を行い、各社のリスク管理対応組織は、その対応状況について、コンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。
- ハ 当社グループ監査室は、グループ各社のリスクの所在・対応状況についての監査を行い、監査結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

④ 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保するための体制

- イ 当社グループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定する必要があるため、各社取締役会の前に、当社が主催する経営戦略会議、投資検討委員会、事業運営委員会等に付議し、十分に審議する。

- ロ 当社は、経営戦略会議等の審議結果に基づき、各社の業務執行が合理的かつ効率的に行われるようグループ全体の経営資源を最適に配分するとともに、必要に応じ、各社の事業再編の支援を行う。
- ハ 当社は、グループ全体の中期経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。又、当社は、各社の重要な投資案件について、その収益性・リスク等を評価し、適正であると認めた案件につき、各社に対し、必要な経営資源を適時適切に配分する。
- ニ グループ各社は、ITシステムの活用を図り、適時適切に業績の進捗状況を取り纏め、当社の取締役会に対し定期的に報告する。当社の取締役会は、グループ各社業績評価規程に基づき、グループ各社の業績を適正に評価する。
- ホ グループ各社の経営管理については、グループ経営要綱、グループ経営管理規程及びグループ各社承認・報告手続規程に基づき、当社への報告・承認を求めることにより、実効性を確保する。又、必要に応じ、当社の管理担当部門が、グループ各社の業務執行状況のモニタリングを実施する。
- ヘ コンプライアンス・リスク管理統括室は、グループ内部統制規程に基づき、グループ全体の財務報告数字の信頼性を確保するために、グループ監査室による内部統制評価監査結果等を踏まえ、グループ全体の内部統制の有効性について、毎年度末に評価を行う。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ 当社は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役が必要とするときは、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- ロ 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役及び執行役員からの独立を確保する。なお、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

⑥ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ 当社グループ各社は、「取締役、執行役員及び使用人が監査役会に報告すべき事項についての手続に関する規程」に基づき、グループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、当社及びグループ各社

の監査役会に速やかに報告する。なお、①ホに記載のとおり、コンプライアンスの遵守等に係る事項については、直接、グループ各社の監査役に報告することができる。

- ロ 前記によらず、グループ各社の監査役は、いつでも必要に応じ、自社の取締役、執行役員及び使用人に対し、報告を求めることができる。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 当社は、グループ監査室の監査結果、コンプライアンス・リスク管理統括室のモニタリング結果等を、適時適切に監査役会に報告し、情報を共有することにより、監査役監査が実効的に行われることを確保する。
- ロ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、その目的が適正であると認められる場合には、速やかに処理を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記取締役会決議に基づき、内部統制システムを構築し、その適切な運用に努めています。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社並びに主要グループ各社に、内部統制システムの整備・運用を担う部署を設置し、各社が制定した「財務報告に係る内部統制規程」・「財務報告に係る内部統制評価細則」に基づき、各事業部門等において、内部統制上の不備事項が生じていないかどうかの「自己点検」を、年2回実施している。更に、当該「自己点検」の結果を検証するための内部監査を、グループ監査室が実施している。これらの結果等を踏まえ、各社の代表者が、自社の内部統制の有効性を総合的に評価し、当社に報告している。当社が、グループ全体の内部統制の整備・運用状況を一元的に把握し、年度末時点におけるグループ全体の内部統制の有効性を、当社の代表者が評価し、その結果を記載した「内部統制報告書」を関東財務局長に提出している。

② グループコンプライアンス体制

「グループコンプライアンス規程」に基づき、当社の代表者が委員長を務め、グループ各社の代表者並びに管理担当役員をメンバーとする「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」を年4回開催し、グループ各社において顕在化した不正・不祥事、重大事故・クレーム等について、その発生原因、対処方法、再発防止策等について報告させ、グループ全体で情報共有を図っている。なお、懲戒処分につながる重大な不祥事等については、当社の代

表者が委員長を務める「処分検討委員会」に付議し、就業規則に基づく適切な処分を実施し、その結果を「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」に報告している。また、不正・不祥事の隠蔽防止、早期発見に資するべく、「グループ社内通報規程」に基づき、外部の通報システムを利用したグループ共通の「社内通報制度」を設け、当社コンプライアンス・リスク管理統括室が通報窓口となり、適時適切に問題解決に努めている。当期については10件程度の通報実績があり、いずれも解決済みもしくは対応中である。グループ全体のコンプライアンス推進を図るため、各社のコンプライアンス担当部署が、年度当初にコンプライアンス・プログラムを策定し、年間を通じて、各社の実態に即した「コンプライアンス研修」を実施している。また、グループ共通の「コンプライアンスルールブック」を作成し、グループ社員全員に配布している。当期においては、前期に引き続き、外部の専門家に依頼し、主にグループ各社の経理・会計担当管理者を対象とした「不正防止研修」を開催、不正行為の未然防止・早期発見に繋げる企業風土の醸成、管理者の意識向上を図っている。

③ グループリスク管理体制

「グループリスク管理規程」に基づき、グループ各社のリスク管理対象部署が中心となって、リスクの洗い出しや評価を行い、リスクの顕在化防止に努めるとともに、リスク顕在化の兆候が見られる場合には、グループ監査室に調査を依頼する等、問題が大きくなるよう早めの対応を行っている。特に、重大事故や災害の発生に伴い顕在化するリスクについては、当社並びにグループ各社において、「事業継続計画（BCP）」を策定済みであり、必要に応じて随時、内容の見直しを行っているほか、実際の被害範囲を想定し、損害を最小限に抑えるための備えと訓練を実施している。また、上記②の「社内通報制度」の通報内容や稟議書に内包されるリスクの端緒を意識し、リスクの顕在化や肥大化を未然に防止するよう努めている。なお、グループ各社において、新規事業を始める場合や、一定金額以上の投資を行う場合には、当社の「投資検討委員会」に付議し、当該事業に係るリスクの大きさや発生可能性について、関係者が十分に議論し、適切にリスクをコントロールする体制を構築している。また、当社法務室が契約書のリーガルチェックを実施する等、契約上のトラブル発生を未然に防止している。更に、グループ各社が「債権管理規程」等を策定し、与信管理・債権保全に努めているが、万一、大規模な債権事故等が発生し、不良債権化した場合には、上記②の「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」で取り上げ、その発生原因、対処方法、再発防止策等について、グループ全体での情報共有を図っている。

④ グループ会社の経営管理

「グループ経営要綱」・「グループ経営管理規程」・「同細則」・「グループ各社承認・報告手続規程」等に基づき、グループ各社の重要な決定事項や発生した重要事実、リスク情報等が、適時適切に当社に報告されている。グループ各社の予算進捗状況、事業運営上の課題等については、「経営戦略会議」（年2回開催）・「事業運営委員会」（年4回開催）等を通じ、当社に報告され、情報の共有が図られている。また、「グループ会社中期経営計画管理規程」に基づき、各社の中期経営計画、年度予算の策定、見直し等について、当社が適時適切に関与する体制を構築しており、稟議書・報告書による情報伝達のほか、毎週開催される「トップミーティング」を通じ、情報伝達・共有が適時適切に行われている。また、当社の役員が各社の取締役を兼務し、取締役会に出席することにより、経営の監督を行っている。

⑤ 監査役監査の実効性を確保するための体制

当社グループでは、監査役の職務を補助すべき使用人を配置していないが、監査役監査の実効性を確保するための体制として、毎月開催する、会計監査人と各社の内部統制部門、グループ監査室、経理部門との定例会に、主要各社の常勤監査役が出席し、情報共有を図っているほか、上記②の「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」・「処分検討委員会」に当社常勤監査役が出席している。また、当期より、「社内通報制度」の通報窓口に当社常勤監査役を加え、情報共有を図っている。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	部	負 債 の 部	部
流動資産	38,117	流動負債	62,958
現金及び預金	4,077	支払手形	2,819
受取手形	1,378	買掛金	10,691
売掛金	19,926	短期借入金	27,828
商品及び製品	4,307	1年内償還予定の社債	758
仕掛品	610	リース債務	3,815
原材料及び貯蔵品	694	未払金	5,262
前渡金	200	未払費用	856
前払費用	959	未払法人税等	1,954
未収入金	3,666	未払消費税等	962
繰延税金資産	886	前受金	1,715
短期貸付金	375	預り金	3,173
その他	1,425	賞与引当金	1,247
貸倒引当金	△391	その他の引当金	212
固定資産	122,153	その他	1,659
有形固定資産	95,064	固定負債	55,373
建物及び構築物	35,178	社債	984
機械装置及び運搬具	22,074	転換社債型新株予約権付社債	10,000
土地	21,825	長期借入金	31,839
リース資産	10,979	リース債務	8,923
建設仮勘定	868	その他の引当金	68
その他	4,138	退職給付に係る負債	308
無形固定資産	10,940	その他	3,249
のれん	6,589	負債合計	118,332
リース資産	675	純 資 産 の 部	
その他	3,674	株主資本	36,719
投資その他の資産	16,149	資本金	14,000
投資有価証券	7,236	資本剰余金	19,258
長期貸付金	105	利益剰余金	9,870
繰延税金資産	1,790	自己株式	△6,409
退職給付に係る資産	2,360	その他の包括利益累計額	4,343
その他	5,255	その他有価証券評価差額金	1,153
貸倒引当金	△599	繰延ヘッジ損益	230
繰延資産	31	為替換算調整勘定	1
資産合計	160,303	退職給付に係る調整累計額	2,958
		新株予約権	208
		非支配株主持分	699
		純資産合計	41,970
		負債・純資産合計	160,303

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		180,940
売上原価		111,127
売上総利益		69,812
販売費及び一般管理費		61,566
営業利益		8,245
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	159	
受取手数料	81	
受取保険金	120	
その他	395	772
営業外費用		
支払利息	710	
その他	157	868
経常利益		8,150
特別利益		
固定資産売却益	7	
伝送路設備補助金	68	
補助金収入	138	
投資有価証券売却益	0	215
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	1,002	
減損損失	693	
貸倒損失	234	1,929
税金等調整前当期純利益		6,436
法人税、住民税及び事業税	2,900	
法人税等調整額	23	2,924
当期純利益		3,511
非支配株主に帰属する当期純利益		52
親会社株主に帰属する当期純利益		3,458

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非支配株主持分	純資産計
	資本金	資本金 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	14,000	22,315	7,803	△8,033	36,085	2,378	△94	44	4,130	6,458	260	662	43,467
当期変動額													
剰余金の配当			△1,391		△1,391								△1,391
親会社株主に 帰属する 当期純利益			3,458		3,458								3,458
自己株式の 取得				△1,801	△1,801								△1,801
自己株式の 処分		149		211	360								360
自己株式の 消却		△3,198		3,198	—								—
株式交換に よる増加		△7		15	7								7
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)						△1,224	324	△42	△1,172	△2,115	△52	37	△2,131
当期変動額合計	—	△3,057	2,066	1,624	634	△1,224	324	△42	△1,172	△2,115	△52	37	△1,496
当期末残高	14,000	19,258	9,870	△6,409	36,719	1,153	230	1	2,958	4,343	208	699	41,970

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	部	負 債 の 部	部
流動資産	28,330	流動負債	35,009
現金及び預金	2,172	短期借入金	15,350
関係会社売掛金	410	1年内返済予定の長期借入金	11,987
貯蔵品	9	1年内償還予定の社債	758
前払費用	19	リース債務	273
繰延税金資産	65	未払金	345
関係会社短期貸付金	25,415	未払費用	38
その他	499	未払法人税等	5
貸倒引当金	△260	未払消費税等	21
固定資産	73,974	預り金	212
有形固定資産	485	関係会社預り金	5,651
建物	6	賞与引当金	28
工具、器具及び備品	20	役員賞与引当金	33
土地	26	ポイント引当金	142
リース資産	61	その他	161
建設仮勘定	370	固定負債	42,530
無形固定資産	1,109	社債	984
ソフトウェア	454	転換社債型新株予約権付社債	10,000
リース資産	596	長期借入金	30,972
その他	58	リース債務	393
投資その他の資産	72,378	退職給付引当金	30
関係会社株式	34,860	その他	149
関係会社出資金	112	負債合計	77,540
関係会社長期貸付金	37,213	純資産の部	
長期前払費用	0	株主資本	24,586
繰延税金資産	157	資本金	14,000
その他	34	資本剰余金	17,406
繰延資産	30	資本準備金	3,500
社債発行費	30	その他資本剰余金	13,906
資産合計	102,334	利益剰余金	2,822
		その他利益剰余金	2,822
		繰越利益剰余金	2,822
		自己株式	△9,643
		新株予約権	208
		純資産合計	24,794
		負債・純資産合計	102,334

損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
業 務 受 託 収 入	441	
経 営 管 理 収 入	3,294	
利 息 収 入	631	
配 当 収 入	1,823	
そ の 他 の 営 業 収 入	13	6,204
営 業 費 用		
金 融 費 用	491	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,890	4,382
営 業 利 益		1,821
営 業 外 収 益		
そ の 他	27	27
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50	
そ の 他	12	63
経 常 利 益		1,785
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	67	67
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	495	495
税 引 前 当 期 純 利 益		1,357
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16	
法 人 税 等 調 整 額	△36	△20
当 期 純 利 益		1,377

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									新 予 約 株 権	純 資 産 計 合	
	資 本 金	資 本			利 益 剰 余 金			自 株	己 式 株 資 合			主 本 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 金	資 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金	益 剰 余 金					
当期首残高	14,000	3,500	18,512	22,012	2,877	2,877	△11,053	27,836	260	28,097		
当期変動額												
剰余金の配当					△1,432	△1,432		△1,432		△1,432		
当期純利益					1,377	1,377		1,377		1,377		
自己株式の取得							△3,645	△3,645		△3,645		
自己株式の処分			96	96			263	360		360		
自己株式の消却			△4,740	△4,740			4,740	—		—		
株式交換による増加			37	37			51	89		89		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△52	△52		
当期変動額合計	—	—	△4,605	△4,605	△55	△55	1,410	△3,250	△52	△3,303		
当期末残高	14,000	3,500	13,906	17,406	2,822	2,822	△9,643	24,586	208	24,794		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月23日

株式会社TOKAIホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	野	雅	史	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷	津	良	明	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	崎	光	隆	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TOKAIホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TOKAIホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月23日

株式会社TOKAIホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	野	雅	史	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷	津	良	明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	崎	光	隆	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TOKAIホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

株式会社T O K A Iホールディングス
監 査 役 会

常勤監査役 村 田 孝 文 ⑩

社外監査役 立 石 健 二 ⑩

社外監査役 雨 貝 二 郎 ⑩

社外監査役 伊 東 義 雄 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績や経済状況を勘案し、株主の皆様への継続的な配当という観点から実施しておりますが、業績や財務状況の改善が順調に推移していることから、以下のとおり増配したいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。（前期末に比べ2円増配）

なお、この場合の配当総額は905,533,744円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

電力の全面自由化に伴い、当社グループの電力事業への参入を目的として、現行定款第2条の目的事項の一部につき、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) 一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業及び大口ガス事業並びに<u>電力及び蒸気の供給に関する業務</u></p> <p>(3)～(44) (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業及び大口ガス事業、<u>再生可能エネルギー等による発電事業並びに電力及び熱の供給、販売等に関する業務</u></p> <p>(3)～(44) (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役10名の全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の再任と新任の1名をあわせて取締役10名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	とき た かつ ひこ 嶋 田 勝 彦 (昭和20年4月6日生)	昭和43年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成4年6月 資源エネルギー庁長官官房総務課 長 平成8年7月 防衛庁装備局長 平成10年6月 中小企業庁長官 平成11年9月 石油公団理事 平成14年9月 (株)ザ・トーカイ顧問 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役副会長 平成21年10月 同社代表取締役会長兼最高経営責 任者(CEO) 平成23年4月 当社代表取締役社長(CEO)(現) 平成23年4月 (株)TOKAIコミュニケーション ズ代表取締役社長(現) 平成23年6月 (株)ザ・トーカイ代表取締役会長 平成24年4月 (株)ザ・トーカイ代表取締役社長 平成24年4月 (株)TOKAIケーブルネットワー ク代表取締役会長(現) 平成24年4月 拓開(上海)商貿有限公司董事長 平成25年4月 東海ガス(株)代表取締役会長(現) 平成25年10月 (株)TOKAIマネジメントサービ ス代表取締役会長(現) 平成28年4月 (株)ザ・トーカイ代表取締役会長 (現)	312,730株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 の 数
2	ま むろ たか のり 真 室 孝 教 (昭和27年9月4日生)	昭和50年4月 (株)日本興業銀行入行 平成6年12月 (株)ザ・トーカイ社長室長 平成13年6月 (株)みずほホールディングス金融法人企画部長 平成15年4月 (株)ザ・トーカイ人事部長 平成16年6月 同社取締役 平成17年5月 同社常務取締役 平成20年6月 同社取締役常務執行役員総務本部長 平成22年4月 同社取締役専務執行役員総務本部長 平成23年4月 当社取締役専務執行役員総務本部長 平成24年4月 当社代表取締役専務執行役員 平成27年4月 当社代表取締役副社長 平成28年4月 当社代表取締役(現) 平成28年4月 トーカイシティサービス(株)代表取締役会長(現) 平成28年4月 TOKAIライフプラス(株)代表取締役会長(現)	110,500株
3	みぞ ぐち ひで つぐ 溝 口 英 嗣 (昭和36年11月20日生)	昭和60年4月 (株)ザ・トーカイ入社 平成21年10月 同社企画調査部長 平成21年12月 同社執行役員企画調査部担当 平成22年11月 同社執行役員グループ統合総合推進室、企画調査部担当 平成23年4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部副本部長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部副本部長、マーケティング本部長 平成25年10月 当社取締役常務執行役員経営企画本部副本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長 平成28年4月 当社取締役常務執行役員事業開発推進本部長(現)	24,384株
4 *	まる やま かず ひろ 丸 山 一 洋 (昭和35年10月29日生)	昭和58年4月 (株)ザ・トーカイ入社 平成22年9月 同社業績管理部担当、企画調査部長 平成23年4月 当社執行役員経理部、業績管理部担当 平成26年4月 当社常務執行役員経営管理部担当、経理部長 平成27年4月 当社常務執行役員経営管理本部長、経理部長(現)	26,315株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	たか はし しん ご 高 橋 信 吾 (昭和26年12月10日生)	昭和49年4月 (株)ザ・トーカイ入社 平成10年6月 同社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成20年6月 同社常務執行役員 平成21年6月 同社取締役専務執行役員 平成21年6月 (株)ジョイネット代表取締役社長 平成23年4月 (株)ザ・トーカイ取締役副社長 平成24年4月 同社代表取締役副社長 平成24年6月 当社取締役 平成27年4月 当社代表取締役 平成27年4月 (株)ブケ東海三島代表取締役会長 平成27年4月 トーカイシティサービス(株)代表取 締役会長 平成27年4月 TOKAIライフプラス(株)代表取 締役会長 平成28年4月 東海ガス(株)代表取締役社長(現) 平成28年4月 当社取締役(現)	151,471株
6	お ぐり かつ お 小 栗 勝 男 (昭和34年2月10日生)	昭和57年4月 (株)ザ・トーカイ入社 平成7年4月 同社中遠支店長 平成20年6月 同社執行役員 平成23年4月 同社常務取締役 平成27年4月 同社代表取締役副社長 平成27年4月 当社専務執行役員 平成27年4月 (株)エナジーライン代表取締役会長 (現) 平成27年4月 (株)ジョイネット代表取締役社長 (現) 平成27年6月 当社取締役(現) 平成28年4月 (株)ザ・トーカイ代表取締役社長 (現)	38,350株
7	ふく だ やす ひろ 福 田 安 広 (昭和32年12月25日生)	昭和55年4月 (株)ザ・トーカイ入社 平成13年1月 (株)トーカイ・ブロードバンド・コ ミュニケーションズ取締役 平成17年10月 (株)TOKAIコミュニケーション ズ常務取締役 平成20年6月 同社専務取締役 平成22年6月 同社代表取締役専務 平成23年4月 同社代表取締役副社長 平成23年4月 当社取締役(現) 平成25年4月 (株)TOKAIケーブルネットワー ク代表取締役社長(現)	81,402株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	鈴木 光速 (昭和32年8月21日生)	昭和58年4月 (株)ザ・トーカイ入社 平成20年5月 同社セキュリティ・ネット事業部長 平成20年6月 同社執行役員セキュリティ・ネット事業部長 平成22年9月 同社執行役員新規事業開発部担当 平成23年4月 当社取締役常務執行役員新規事業開発部担当 平成24年4月 当社取締役常務執行役員海外担当 平成24年4月 拓開(上海)商貿有限公司董事 平成26年4月 当社取締役(現) 平成27年5月 (株)TOKAIコミュニケーションズ代表取締役副社長(現)	23,252株
9	小林 憲一 (昭和23年1月10日生)	昭和46年4月 (株)静岡銀行入行 平成11年4月 同行執行役員本店営業部長 平成13年6月 同行常務執行役員 平成15年6月 同行取締役常務執行役員 平成17年6月 静銀リース(株)代表取締役社長 平成22年6月 (株)ザ・トーカイ取締役 平成23年4月 当社取締役(現) 平成27年6月 ビヨonz(株)社外監査役(現)	0株
10	曾根 正弘 (昭和15年7月27日生)	昭和39年4月 (株)フジテレビジョン入社 平成7年6月 同社取締役 平成10年6月 (株)テレビ静岡専務取締役 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成21年6月 同社代表取締役会長 平成23年6月 同社取締役相談役 平成25年6月 当社取締役(現)	0株

- (注記) 1. *印は、新任取締役候補者であります。
2. 小林憲一氏及び曾根正弘氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鴫田勝彦氏、真室孝教氏、溝口英嗣氏、丸山一洋氏は、当社グループ各社における取締役としての豊富な経歴・実績を有しており、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役候補者といたしました。
4. 高橋信吾氏、小栗勝男氏、福田安広氏、鈴木光速氏は、当社グループ各社の代表取締役に就任しており、各事業における専門的な見地からの発言が期待できることから、取締役候補者といたしました。
5. 小林憲一氏、曾根正弘氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただく観点から、社外取締役候補者といたしました。
6. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
7. 小林憲一氏は、現在、社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年3カ月となります。
8. 曾根正弘氏は、現在、社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
9. 当社は小林憲一氏及び曾根正弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社の取締役、執行役員、理事並びに一部の当社子会社の取締役、理事（社外取締役を除きます。以下「役員」といいます。）の報酬について、新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしたく、そのため当該取締役の報酬についてご承認をお願いするものです。本制度の導入は、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

「株式給付信託」とは、当社が制度遂行に必要となる合理的な額の金銭を信託に拠出し、信託がこれを原資として当社株式を取得し、原則として役員が退任する際に、当社及び本制度の対象となる当社子会社が定める役員株式給付規程に従って当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付するものです。上記の目的及び以下に記載の内容に鑑み、本議案の内容は相当と判断しております。

本議案は、平成24年6月28日開催の定時株主総会においてご承認いただきました当社取締役の報酬等（年額350百万円以内。ただし連結子会社からの報酬や使用人部分の給与等を除く。）とは別枠として、新たな業績連動型株式報酬を、平成29年3月末日で終了する事業年度を含め、3事業年度について、役員である当社取締役に対して支給するため、報酬等の額（上限）及び内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第3号議案取締役10名選任の件が本総会にて承認可決された場合、本制度の対象となる当社取締役の員数は社外取締役2名を除く8名となります。

2. 本制度における報酬等の額（上限）及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、役員に対して、当社及び本制度の対象となる当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役、執行役員、理事並びに一部の当社子会社の取締役、理事（ただし、社外取締役を除きます。なお、監査役は、本制度の対象外とします。）。

(3) 役員に給付される当社株式数の算定方法とその上限

役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。

役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、当社の取締役分として20,000ポイントを、当社の執行役員、理事分及び本制度の対象となる当社子会社の取締役分として120,000ポイント、合算して140,000ポイントを上限といたします。これは、現在の役員報酬の支給水準、役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、役員に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる役員のポイント数は、退任時までに役員に対し付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、下記(5)により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間（下記(5)において定義します。）につきましては、役員への給付を行うための株式として、本信託設定（平成28年9月1日（予定））後、遅滞なく、420,000株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(5) 信託金額及び取得株式数

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、上記(3)及び下記(6)に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は上記(4)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として500百万円（うち当社の取締役分として72百万円、当社の執行役員分及び理事分及び本制度の対象となるグループ会社の取締役等分として428百万円）を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、500百万円（うち当社の取締役分として72百万円、当社の執行役員分及び理事分及び本制度の対象となるグループ会社の取締役等分として428百万円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員に対する株式の給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、500百万円（うち当社の取締役分として72百万円、当社の執行役員分及び理事分及び本制度の対象となるグループ会社の取締役等分として428百万円）から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(6) 当社株式等の給付時期

当社の役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に本信託から「確定ポイント数」に応じた数の当社株式の給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該役員に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける場合があります。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことのみによって可能です。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。尚、今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。
3. インターネットによる議決権行使は、株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年6月23日（木曜日）の当社営業時間終了時（午後5時45分）までに行使していただきますよう、お願いいたします。
4. インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
5. インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
6. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用につきましては、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
電話番号 0120-652-031 (専用ダイヤル)
受付時間 (9時～21時)

株主総会会場ご案内図

静岡市葵区紺屋町17-1
グランディエール ブケトーカイ 「シンフォニー」
(葵タワー4階)
TEL 054(273)5225

